長与町農業委員会会議録

平成２８年５月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年５月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年５月２５日（水）　　９時２５分から１１時０５分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　山口　益子	４番　入江　武則	５番　白﨑　純範
	６番　河内　秀治	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉	１１番　柿本　正博
	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司	１４番　浅井　春千代
	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１	議事録署名委員の指名	６番　河内　秀治	７番　井上　良信
第２	第１号議案　農用地利用集積計画について		
第３	第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届書について		
第４	第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について		

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻前ですが、総会開催に先立ち、報告いたします。平成２８年５月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は全員の出席であることを報告致します。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさんおはようございます。

それでは、平成２８年５月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。６番、河内秀治委員、７番、井上良信委員を指名致します。日程第２、本日は第１号議案農用地利用集積計画が７件、また、報告事項では、転用が４条、５条併せて４件です。では、日程第２の提出された議案の審議に入ります。第１号議案農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局　第１号議案農用地利用集積計画の３枚目の１ページから４ページまでは、例月、規定、集計表等になりますので、省略させていただきます。それでは、議案書の５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎市新戸町（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、８４６㎡と本川内郷（地番）、畑、６２８㎡です。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で、具体的な作物は果樹です。平成２８年６月１日から３８年５月３１日までの１０年間、年間の借り賃も２筆で〇〇円となっています。新規です。

設定場所を申し上げます。７ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の〇〇バス停手前から（会社名）さんのところを左折し、町道へ入りましてＪＲの踏切を越えて（施設名）から図面にも示しておりますように、約９００m行った付近の（地番）とさらに約３００m行った付近の（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　地区担当委員さんからは、ありませんか。

７番、井上委員。

７　番　７番、井上です。

新規になっていますけど、元々は親御さんが借りていて、それから名義変更ということで、（借主）さんに移行しています。畑はよく管理されておりますので、審議のほうよろしくお願いします。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。２件目から３件目については、続けて説明をお願いします。

事務局　　２件目から３件目までは地区が同じで、１２ページに場所の説明をまとめておりますので、内容もまとめて先に申し上げます。８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は２筆です。長与町斉藤郷（地番）、畑、２６６㎡と（地番）、畑、２８７㎡です。利用権の種類は、２筆とも使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２８年６月１日から３１年５月３１日までの３年間です。新規になります。

続けて３件目を申し上げます。１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、６７４㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年６月１日から３１年５月３１日までの３年間、年間の借り賃は、現物支給で、米〇〇ｋｇです。新規になります。設定場所を申し上げます。１２ページをお開き下さい。〇〇神社下の国道より（店舗名）があったところから町道へ入りまして、（施設名）の手前の右側が８ページの（地番）と（地番）になります。また、（施設名）グラウンド内、屋外トイレ裏の町道を挟んだ角が１０ページの（地番）になります。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　　８ページの（借主）さんですが、（貸主）さんが入院されており仕事が出来ない状況です。ここは以前から管理をされています。今は野菜を作っており別に問題はありません。
　１０ページの（貸主）さんの件ですが、息子さんが転勤で（県外）へ転居され当分の間、水田の作付けができないということで（借主）さんが耕作されるそうです。（借主）さんは、他にも水田を借りて耕作されており充分管理が出来ているということです。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。

【意見、質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続けて、４件目の説明をお願いします。

事務局　　４件目を申し上げます。１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、畑、５９０㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物は果樹です。平成２８年６月１日から３８年５月３１日までの１０年間です。新規になります。
　次に設定場所を申し上げます。１５ページをお開き下さい。（施設名）前の道路から図面のように約４００m行ったところが１３ページの（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。
　５番、白﨑委員。

５番　　（貸主）さんの土地を（借主）さんが借りるということで、この近辺は（借主）さんが（貸

主）さんより畑を借りて、デコポンや、はるかを栽培されております。管理は問題ないと思います。

議　長　　ご意見・質問はありませんか。
４番、入江委員。

４　番　　４番入江です。先月ですか、（施設名）の辺りに公園が出来るという話がありました。そこには該当しませんか。

事務局　　おっしゃるとおり、この申請地の手前、海に面している紫の道一帯が、非農地証明の申請が出ていましたが、今回の申請地はその範囲に入っておりません。

議　長　　入江委員よろしいですか。

４　番　　はい。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。それでは、５件目の説明をお願いします。

事務局　それでは１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番)、畑、３，３１２㎡です。利用権の種類は、使用貸借権、具体的な作物は果樹です。平成２８年６月１日から３８年５月３１日までの１０年間です。新規になります。

設定場所を申し上げます。１８ページをお開き下さい。申請地につきましては浜崎から旧道前田川内を通って行くこともできますが、岡郷の（店舗名）先の国道を旧道（町道）右側へ入り満永、〇〇バス停付近先から左に〇〇地区へ上ります。申請地までは〇〇バス停から約１．８ｋｍ位上りあがった町道の右側の山手側になります。４月の議案でも上がっていましたが、申請地としては、同じ付近になります。右側の山手になります。以上で説明を終わります。

議　長　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。

４番、入江委員。

４　番　〇〇支部の〇〇部会員同士で、貸し主の（氏名）さんは高齢の為、耕作が難しく、息子さんの（氏名）さんも体調不良できつい仕事が出来ないということで、仕事がし難い所は耕作されておりません。借り主の（氏名）さんは、お父様が３年前に亡くなられ、その後、お母様が一人で耕作されていました。（借主）さんは福岡で会社に勤務されており、お父様がお亡くなりになる前から月に何回か帰省され手伝われていたそうです。今は、お母様と一緒に住まれており、福岡の自宅へ月に何回か帰られるそうです。

今回借りる土地は、現況地目は果樹園になっていますが、段々畑の上の方で荒れています。私達が周辺農地で密集作をすると町へ申請していますが、これにも一緒に参加されるということでがんばっておられます。別に問題無いと思います。

議　長　ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続けて、６件目から７件目の説明をお願いします。

事務局　　６件目と７件目につきましても地区が同じですので、続けて内容を先に申し上げます。１９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、田、８６８㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年６月１日から２９年５月３１日までの１年間、年間の借り賃は、現物支給で米○○ｋｇです。継続です。

続けて７件目を申し上げます。２１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、田、１，０７７㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年６月１日から２９年５月３１日までの１年間、年間の借り賃は、現物支給で、米○○ｋｇです。継続です。

設定場所を申し上げます。２３ページをお開き下さい。岡郷国道２０７号線沿いで、図面のとおり○○宅手前から下ったところが、１９ページの（地番）になります。それから、（店舗名）のほうに下った海岸沿いが２１ページの（地番）になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんからは、ありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　継続のため、管理は充分されています。

借主、貸主の方について少しご説明をさせていただきます。

（６件目の貸主）さんと（７件目の貸主）さんはご夫婦です。（６件目の貸主）さんはご高齢のため農業に従事できません。（７件目の貸主）さんも、現在入院されており農業に従事できません。借主の（氏名）さんは水稲の作付けを熱心に研究されている方です。家族労働力だけで両親と娘さんとで耕作されていますし、水稲の機械装備につきましても十二分に持っておられますので、なんら問題ないと思っております。

議　長　　ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　報告事項の１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名、住所、職業、申請者は、（氏名）さん、長崎市愛宕（地番）、職業欄は農業です。２.土地の所在等、長与町岡郷（地番）、地目は台帳、現況とも畑です。面積は８８７㎡です。３.転用計画、転用の目的に係る事業または施設の概要、申請者の住所地が、長崎市愛宕であるため届出地まで来て農業を行う際の休憩を兼ねた農業用倉庫を建設するもので、全体面積８８７㎡のうち所要面積１６０㎡で建築面積６６.２７㎡を新築するということで、正式に届出を出して頂いたということです。４.申請日平成２８年４月１８日。５.専決処分の日平成２８年４月２７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年５月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

２ページをお開き下さい。土地の所在地を説明します。岡郷の国道２０７号の、○○バス停先の左カーブ付近に（店舗名）がありますが、その手前約８０ｍ戻った道路の右側の山手になります。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　申請地は○○地区ということで、岡の委員の担当地区だと思いますが、この届出について委員さんは立ち会わなくてもよろしいのですか。前に土地改良区で園内道を作った時には地元の委員さんということで、立ち会って下さいと、立ち会った計画があるのですが、今後どうされるかという事を伺いたい。あわせて今回はなぜ必要なかったのか伺いたいと思います。

議　長　　事務局は細部にわたって説明をお願いします。

事務局　　農業委員さんが見に行く、行かないという対応について、以前、園内道を作られた際には

農地改良になりまして事前に農地改良上問題が無いというのを委員さんが現場で確認し、その後着工していただくという主旨で行なっております。農地転用の届出ですが、４条、もしくはヴューテラスなどの５条につきましても事務局長の専決処分ということでさせて頂いておりますので、今までも事務局では現地確認をしておりますが委員さんへの同行は不要とさせていただいておりました。

議　長　　柿本委員、今の説明でよろしいですか。

１６番　　報告ということで質問はする必要なかったのですが、これまでの経緯で質問させていただきました。了解です。

議　長　　他にございませんか。
５番、白﨑委員。

５　番　　白﨑ですけど、（申請者）さんの年齢はおいくつですか。

事務局　　届出書には年齢の記載がありませんが、〇〇歳代の方になります。

５　番　　わかりました。

議　長　　職務代理者と議長を代わります。

職務代理者　　はい、会長。

１　番　　先程、柿本委員からも、地域の委員さんの立会いは必要無いのか、という質問があり、事務局の専決処分のため必要がないという説明でした。農業委員は、法規どおり説明を受けました。しかし、実際、地域ではそうじゃないと思われます。事務局は事前に現地を視察されましたか。

職務代理者　はい、事務局。

事務局　事務局で事前に現場確認しております。

１　番　別に違反転用は無かったですか。

事務局　この建築に関しては問題ないと受理をさせていただきました。

１　番　現在、この利用する農地の場所に何か出来ていますよね。納屋のような物ですが、これは前からあった道具入れの倉庫という説明があったと思います。

事務局　利用する土地と隣接しているが、離れている。

１　番　なぜ、こういう質問をしたかというと、規模拡大を理由に元の地主さんからある人がこの農地を購入するとの申請があったので農業委員が許可をしましたが、１年後には全然知らない長崎市愛宕の人が私に、この農地を購入しました。と出てきました。期限はありませんが、３年、５年と自分で耕作してから転売するなら良いと思うが、最初から転売する目的で購入されたように思うところがあり問題があるのではないかと考えていました。法的には違反していないが、農業者から見るとおかしいと思うのです。

しかし、どんどん許可して宅地にしてくださいとの要望もあります。それも一理かなと思いますが、農業委員としては農地を守るというのが一番の基本という考えがあったので質問しました。

議　長　１６番、柿本委員。

１６番　農業用倉庫とで書いてありますが、農地法上、農業用倉庫は届出で事務局の専決処分となっておりますが、農業用倉庫の規模、構造から言って建築確認の必要があると思いますが、その辺についてはどうなっているのでしょうか。

議　長　事務局。

事務局　本件につきましては、建築確認を管轄しております、土木管理課にも事前に協議をしておりまして工事届を提出するようになっており、そちらは出ている旨を確認しております。

１６番　はい。わかりました。

議　長　他にありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　農業用倉庫で休憩をされるということですが、水道等の問題や、この方が所有する隣接の農地の面積を教えていただきたい。

議　長　事務局説明をお願いします。

事務局　あくまでも農業用倉庫の用途がメインで、あとは遠方から来る際の休憩スペースとして、流し、トイレ、最低限の洗面所を設けるという説明を受けましたが、そちらの水に関しては雨水をタンクに溜めて、それを汲み上げて使うというような内容でした。トイレについては浄化槽を設置するとのことで、関係書類をいただいております。また、この申請者の農地所有面積の詳細は事務局に戻らないと分かりませんが、大体３反を少し超える程度ありました。

議　長　よろしいですか。

議　長　他にお尋ねしたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　続けて、５条の報告になります、１件目から３件目までは、続けて報告して下さい。

事務局　報告事項の３ページをお開き下さい。３ページから５ページまでは、全て同地区で届出場所をまとめておりますので、内容もまとめて先に申し上げます。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市尾上町（地番)。双方とも不動産業者です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、５８㎡と（街区番号）の６７㎡で農地面積等は記載しておりませんが、合計１２５㎡と山林の（街区番号)、５７㎡を併せた合計面積１８２㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月９日。５.専決処分の日は平成２８年５月１０日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年５月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

４ページをお開き下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市尾上町（地番)、不動産業者です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、２３㎡で農地面積等は、記載しておりませんが、山林で（街区番号）の１４２㎡を併せた合計面積１６５㎡になります。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月９日。５.専決処分の日は平成２８年５月１０日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年５月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

続いて５ページをご覧下さい。１.当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市岡町（地番)、建設業です。２.土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、５５㎡と（街区番号）の１２６㎡で農地面積等は記載しておりませんが合計面積１８１㎡です。３.転用計画は、宅地造成。４.申請日は平成２８年５月９日。５.専決処分の日は平成２８年５月１０日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年５月２５日長与町農業委員会事務局長森省二。

６ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。

なお、見やすいように街区ごとに色分けをしているだけで、他に意味はございません。以上です。

議　長　何か質問はありませんか。

５番、白﨑委員。

５　番　５番、白﨑です。５月９日に申請があり、５月１０日に専決処分をされていますが、現地確認はされていますか。

議　長　　事務局。

事務局　　このヴューテラスの案件につきましては、平成２４年に一度、区域内全体で許可をしていることを踏まえて、現状はすべて宅地化をしておりますので、この案件だけは一番初めに届出が出た時に一度現地確認を行っているので、それ以降は書類のみの審査とさせていただいております。また、高田南の区画整理にかかる届出も同様にさせていただいております。
その２件だけは書類の確認にさせていただいております。

５　番　　書類審査ですね。はい。わかりました。

議長　　他に質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長　　それでは、これで報告事項を終わります。次に行事報告に移ります。特に、説明が必要であれば、報告して下さい。

事務局　　【この後、平成２８年５月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上を持ちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会します。